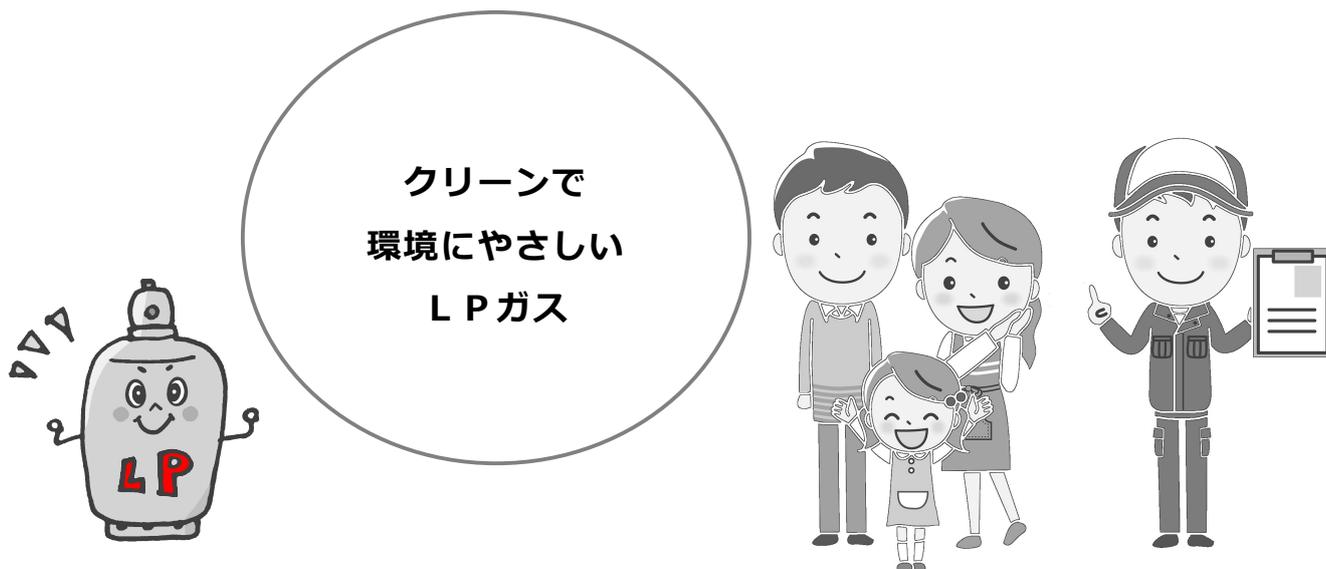


◎内容を十分にお読みください。

液化石油ガス（LPガス）販売通知書

LPガス販売（供給）契約書並びに液化石油ガス法第14条の書面



本書類は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液化石油ガス法」と言います）第14条並びに同法施行規則第13条に定める事項をお知らせするとともに、お客様と当販売店との間に、液化石油ガス（以下、「LPガス」と言います）の継続的な販売（供給）保安に関する基本的な事項について、お客様と当販売店との合意により、次のとおり契約（以下、「本契約」と言います）を締結します。

販売店名	武雄ガス株式会社 武雄支店
住所	武雄市武雄町大字永島15943
連絡先	0954-23-2158
お気軽にご相談ください。	

この書面は大切に保管してください

1 LPガスの種類について

お客様のところにお届けしますLPガスは、「LPG液化石油ガス」です。

2 LPガスのお届け方法について

お客様にLPガスを安全に安心して便利にお使いいただけるよう、また、ガス切れがないように、「容器交換方式」または「バルク供給方式等」の方式でLPガスをお届けします。

なお、ガスメーターによる販売は、ガスメーターの出口をもってお引き渡しとし、計量法の規則に従ってガスメーターに表示されるガス通過量を毎月定期的に検針し、ご使用量をお知らせいたします。ただし、災害その他の理由により、お届けできない場合を除きます。

「容器交換方式」 充てんした容器をガスが切れないように配達し、供給設備に接続して、いつでもLPガスをお使いいただけるようお届けいたします。

「バルク交換方式」 お客様宅に設置したバルク貯槽に計画的にLPガスバルクローリーによりLPガスを充てんしお届けいたします。

3 LPガスの料金について

1) 毎月検針時に確認しお知らせしたご使用量をもとに、別添の基本料金、従量料金等からなるLPガス料金表により計算されたLPガス料金を次の方法によってお支払いいただきます。

なお、LPガス料金は、仕入価格等の変化によって、値上げまたは値下げをお願いすることがあります。料金を改定する場合は、事前に理由を付して変更されるLPガス料金表を交付いたします。料金改定の実施予定日までにお客様から特段の意思表示がない場合は、了解されたものとして実施させていただきます。

(1) お支払方法について

LPガス料金を毎月所定の方法 別表Ⅲ（口座自動振替、振込、現金等）によってお支払いください。

(2) LPガス料金の算定方法及び算定の基礎となる項目

毎月のLPガス料金は、基本料金と従量料金及び設備料金の合計で計算されます。

(3) その他の設備料金となる項目

お客様がガスをお使いになる建物に設置してある当販売店所有の消費設備、機器等（別表Ⅰ）をご利用いただいている場合の機器利用料です。

LPガス料金 = 基本料金 + 従量料金（従量単価 × ガス使用量） + 設備料金 + 消費税



※従量料金については、「原料費調整制度」を用いることもあります。

※別途リース契約等、お客様との間で合意が有る場合は、当該費用を別途請求されることがあります。

※基本料金及び従量単価は、別途お渡しするLPガス料金表またはホームページ等で確認してください。

③ 算定の基礎となる項目の内容

「基本料金」

LPガスのご使用量に関係なく発生する経費を一律にいただく料金で、LPガス容器、ガスメーター、調整器、高圧ホース等の供給設備や法定点検調査、LPガス保険料、検針費等の固定管理費等が含まれます。

「従量料金」

LPガスのご使用量に応じて発生する経費をご使用量に応じていただく料金で、ガス原料費、ガス配送費、管理費等変動的経費等が含まれます。

「原料費調整制度」

LPガスの価格は、原料価格や為替の変動により毎月変わります。原料費調整制度は、その変動に応じて従量料金を一定期間ごとに調整するしくみです。

「設備料金」

設備料金にLPガスの消費と関係のない設備の費用は含んでおりません。当社所有の消費設備をお客様がご利用される場合は（別表Ⅰ）のとおり、設備料金が毎月発生します。ただし、集合住宅等においては、原則、設備料金は有りませんので0円又は該当無しとなります。

※別途リース契約等により、当社とお客様との間で費用負担等について合意が有る場合は、当該費用を設備料金として請求します。

2) LPガス供給の一時停止について

LPガス料金の請求日から30日経過しても、お支払いがなく、かつ当販売店が期間を定めて督促しても、なお、その期間内にお支払いがない場合は、お客様へ通知の上、LPガスの供給を一時停止させていただきます。

なお、正当な理由なくお支払いがない場合は、支払期間経過後の経過日数に応じて遅滞料をいただく場合があります。

また、ご入金後の再供給開始にあたり、当販売店規定による再開料をいただく場合があります。

2) 保証金について

お客様へLPガスを供給するにあたり、LPガス料金等の収納を担保するために「保証金」をお預かりする場合があります。将来その事由が発生した場合は保証金をもって充てさせていただきます。

なお、当販売店で保証金をお預かりした場合は「保証金預り証」を発行いたします。

4 保安（災害防止）に関する責任について

お客様と当販売店は、供給設備及び消費設備の保安責任について、それぞれ次の通りとします。

1) 当販売店が行う安全管理（責任範囲）

貯槽設備（容器、バルク貯槽）からガスメーター出口までの供給設備については、当販売店または当販売店が委託している経済産業大臣または県知事の認定を受けた保安機関が定期点検を行い、当販売店が責任をもって維持管理いたします。

2) お客様が行う安全管理（責任範囲）

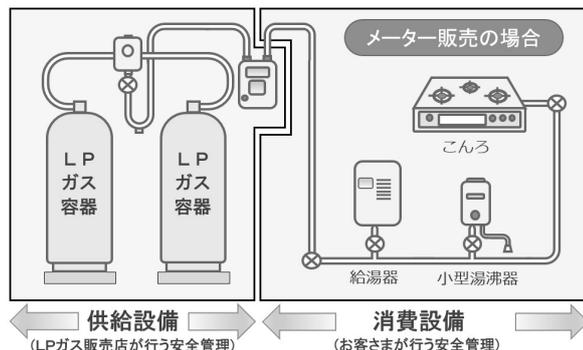
お客様がガスメーター出口から燃焼機器（給排気設備を含む）までの消費設備を用いてLPガスをご使用になる場合は、当販売店が本書面をお渡しする時、または、液化石油ガス法に定められた回数以上に配布いたします「周知書面（LPガスの取り扱い方法及びLPガス事故防止についてのお知らせ）」等を参考にされてお客様が責任をもってご使用ください。

なお、本書面及び周知文書等に記載されている注意事項を守らないで発生しました事故、災害は、お客様の責任となりますので、十分に注意し正しい方法でご使用ください。

3) LPガス設備管理についてお願い

お客様の敷地内にある供給設備及び消費設備について、火災等の緊急時を除き、当販売店の承諾なく、かつ資格（液化石油ガス設備士）を有する者以外によって、設備を取り外したり、移動したり変更を加えることは違法行為となりますので、ご注意ください。もし、その必要が生じた場合は、事前に当販売店までご連絡くださいようお願いいたします。また、貯蔵設備（LPガス容器等）から2メートル以内に火気及び火気を発生させる設備機器（エアコンの室外機等）を設置することは、法律で禁止されています。

設備される際は、必ず当販売店へご連絡ください。



5 保安業務の実施者とその責任について

1) 保安業務区分及び保安業務の内容

液化石油ガス法規則第29条の保安業務については、当販売店又は当販売店が委託している保安委託は実施いたします。保安業務を実施する保安機関は別表Ⅱの「保安機関等の通知書」のとおりです。

保安業務区分	保安業務の内容
① 供給開始時点検・調査	供給開始時に供給設備の点検、消費設備の調査を行います。
② 容器交換時等供給設備点検	容器の交換時または検針時に供給設備の点検を行います。
③ 定期供給設備点検	液化石油ガス法に定められた期間ごとに、供給設備の点検を行います。（通常：4年に1回）
④ 定期消費設備調査	液化石油ガス法に定められた期間ごとに、消費設備の調査を行います。（通常：4年に1回）
⑤ 周知（お客様への周知）	液化石油ガス法に定められた期間ごとに、災害の発生の防止に関し必要な事項をお知らせします。
⑥ 緊急時対応	LPガスに関する災害の発生及び災害の恐れがあると通報を受けた場合速やかにその措置を講じます。
⑦ 緊急時連絡	LPガスに関する災害の発生及び災害の恐れがあると通報を受けた場合適切な助言又は他の保安機関に連絡を行います

2) 保安業務に関する責任等

① 保安業務区分③定期供給設備点検、④定期消費設備調査の実施のため、当販売店または当販売店が委託している保安機関がお客様のところへお伺いいたしますが、3回訪問しても留守等でご不在のため、点検・調査が実施できない場合は、ご在宅日をご連絡いただいた日にお伺いいたします。

なお、その指定された日時にもご不在の場合、点検・調査を拒否される場合は、お客様の消費設備について安全確保の確認ができませんので、お客様が責任をもって管理、維持されますようお願いいたします。

また、点検を受けていただかず安全確保のため必要と判断した場合は、ガスの供給を一時的に停止することがあります。

② 保安業務区分①供給開始時点検・調査及び④定期消費設備調査の結果については、当販売店又は当販売店が委託している保安機関の調査票をもってお客様にお知らせいたします。調査の結果、経済産業省令の技術上の基準に適合していない場合は、原則としてその通知の日から1月を経過した日以後5月以内に再度調査に伺いますので、安全確保のため速やかに改善していただきますようお願いいたします。

③ 保安業務区分①～③の供給設備の点検の結果、または①、④の消費設備の調査の結果によって、災害発生の恐れがあると考えられる欠陥箇所が明らかになった場合は、改善されるまでLPガスの供給を一時中止することがあります。

また、その欠陥が消費設備の中で重大なものである場合には、液化石油ガス法第35条の5に基づいてお客様に対し、県知事から基準適合命令が出されることがあります。

④ 保安業務の点検・調査を拒否されたり、消費設備の調査結果に基づく改善をお客様が講じなかったために発生した事故や災害による損害又は、（保安業務区分の①、④の消費設備に限る）のLPガス供給中止による損害については、お客様の責任になります。

⑤ 保安業務区分⑤周知の実施のため、当販売店または当販売店が委託している保安機関は、供給開始時及び液化石油ガス法に定められた期間ごとに、周知書面等（別表Ⅳ）により災害の発生の防止に関し必要な事項をお知らせいたします。

※ 災害発生の防止および保安の確保のため必要と判断した場合は、ガスの供給を一時的に停止することがあります。

6 供給設備の所有関係について

1) 供給設備の設置場所

供給設備は、安全が確認される場所で、お客様が指定された場所に、お客様と協議した日時、方法により設置いたします。

2) 供給設備の所有に関する事項

お客様のところに設置した当販売店が所有する供給設備は別表Ⅰの「供給設備及び消費設備の所有関係一覧表」の付表の○印のとおりです。

3) 供給設備の設置費用

当社所有の供給設備の設置費用については、原則として当販売店が負担するものとします。

なお、お客様の都合により、設置、変更、交換、修理、撤去等を行う場合、その費用はお客様負担とさせていただきます。

7 消費設備の所有関係について

1) お客様他に設置されているガスメーターの出口から燃焼機器（給排気設備を含む）までの消費設備は、原則としてお客様（またはお客様がお住いの建物等の所有者）の所有となります。

2) お客様にご利用いただいている消費設備の所有関係は別表Ⅰの「供給設備及び消費設備の所有関係一覧表」の付表の○印のとおりです。

3) 消費設備の設置、変更、修繕及び撤去等を行う場合、その費用はお客様（またはお客様がお住いの建物等の所有者）の負担とさせていただく場合がございます。

8 LPガス設備の管理等について

1) 設備の維持管理

当販売店は、お客様がLPガス設備を使用される際に、支障のない状態で設置し、その維持管理に努めます。

また、お客様は善良な管理者の注意をもって該当設備の管理を行うこととします。

2) LPガス設備の転貸・売却の禁止

当販売店の承諾なく、当販売店の所有する設備を利用して、他のLPガス販売店からLPガスを購入することはできません。また、設備を転貸・売却することもできません。

9 LPガスの販売（供給）契約の解除について

契約解除の通知は、解約希望日の最低一週間前までにお客様自身が申し出てください。

なお、お客様の解約の意思が明確でない委任状等による解約は無効とさせていただきます。

また、お客様が賃貸契約の集合住宅にお住いの場合、原則として移住者全員の同意および建物所有者の承諾が必要となります。

1) 次に掲げる事由が生じたとき、解除予定日の一週間前の契約解除の通知により契約を解除できるものとし、相手方に対する損害賠償の請求は行わないものとします。

① お客様の住所転居等によってLPガスを使用する必要がなくなったとき。

② 当販売店がLPガスに関する事業を廃止するとき。

2) 次に掲げる事由が生じたとき、お客様または当販売店は、相手方に通知することによってこの契約を解除できるものとし、併せてこれらの事由による違約金、損害賠償の請求ができるものとします。

① 正当な理由なく当販売店がLPガスの供給に支障を生じたとき、または保安上の必要な措置を講じなかったため、重大な災害発生の恐れを生じたとき。

② この契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、その違反事実が解消されないとき。

③ お客様の一方的な都合により解除される場合で、解除予告期間が一週間に満たないとき。

10 契約解除時の消費設備の取り扱いについて

当販売店が所有する消費設備・機器等(別表Ⅰ)については、やむを得ない事情がある場合を除き、解約時には適正な対価でお客様に買取り清算していただきます。ただし、お客様が賃貸契約の共同住宅居住者等の場合は除きます。

また、契約解除の通知があった場合でも、未徴収の料金等がある場合には、契約は有効に継続します。

なお、「定額法による時価相当額」の計算方法は、以下のとおりとなります。

$$\text{時価相当額} = \text{設置時費用} - \left[(\text{設置時費用} \times \text{償却率}) \times \text{経過月数} \div 12 \right]$$

注1 上記の計算方法は、定額法であり、償却率は設備・機器等の耐用年数によって異なります。

(例えば、消費設備の配管の場合、15年で償却率1/15を採用いたします。)

注2 定率法やその他の方式により、時価相当額を明示する場合は、別途お知らせいたします。

注3 お客様と別途賃貸契約等を交わしているものについては、その条件に応じて清算させていただきます。

11 契約解除時の供給設備の取り扱いについて

1) 当販売店の供給設備は契約解除日以降、当販売店が遅滞なく撤去することを原則としますが、次の場合には供給設備をお客様敷地内等に引き続き設置させていただきますことがあります。

- ① お客様へのLPガス供給が複数のお客様に対する同一の設備を用いて行われている場合。
- ② 当該設備が業務用等の大規模設備であり、撤去にあたり多大な費用及び日数を要する場合
- ③ その他当該設備を引き続き設置することについてお客様の同意を得た場合。
- ④ その他当該設備を引き続き設置することについてお客様の同意を得た場合。その清算の完了後とさせていただきます。
- ⑤ お客様が変更されるLPガス販売業者に当販売店が設備を売却する場合。
- ⑥ 撤去が困難な場合。この場合、お客様に当販売店から買取の清算をお願いします。

2) お客様のご都合により契約が解除される場合(例えば、都市ガス、オール電化への変更など)、LPガス供給設備の引取りのための撤去費用、契約解除に伴う諸費用が発生した場合、清算費用として請求させていただきます。この場合、撤去と同時に清算をお願いします。

この場合の計算方法は、10の定額法による「時価相当額」または双方の話し合いによって決められた計算方法により清算する事とする。

12 防災等についてのお願い

(お客様自身の安全を第一に確保してください。)

2) 火災発生の場合

だちに容器バルブを閉め、消防署など関係機関に位置を知らせ、当販売店または当販売店が委託している保安機関へ必ず連絡してください。

なお、火災消化後は必ず当販売店または当販売店が委託している保安機関の点検を受けてからご使用ください。

また、お客様の近くで火災が発生したときも、同じように対処してください。

2) 水害の場合

水害によって供給設備、消費設備等が冠水した場合は、当販売店が委託している保安機関の点検・調査を受けてからご使用ください。

2) 地震が発生した場合

あわてず使用中の火を消し、速やかに避難してください。

なお、大きな地震が発生した後はLPガス配管やガス機器等からガス漏れの恐れがありますので、当販売店または当販売店が委託している保安機関の点検・調査を受けてからご使用ください。

2) お客様がご使用になる燃焼器について、当販売店以外からLPガス燃焼機器を購入して設置される場合は、当販売店の点検・調査を受けた後ご使用ください。

なお、ご連絡がなく、そのままご使用になった燃焼器の原因による火災、事故等については、当販売店としては責任を負いかねますのでご了承ください。

●マイコンメーターの復帰方法

1 ガス栓・器具栓をすべて閉じる。

※容器バルブを閉めたまま復帰操作をすると再びガスを遮断するので、容器バルブが開いているのを確認してから復帰操作を行きましょう。

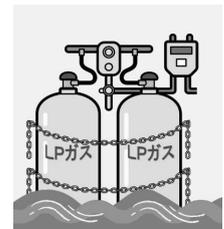
2 復帰ボタンを押してすぐ話す。

※表示部分の液晶または赤ランプが点滅します。
※ボタンにキャップのあるタイプもあります。

2 1～2分待つ。

ガス漏れがないかどうか、安全確認しています。異常がなければ、液晶または赤ランプの点滅が消え、ガスが使えるようになります。

2 正常に復帰しない場合や、不明な点がある場合は、LPガス販売店にご連絡ください。



13 個人情報の取扱いについて

重要所面及びお取引にあたって必要な氏名、住所、電話番号、振替口座番号、家族、ガス機器等の状況その他液化石油ガス法で定める事項等の情報は、次の目的のために利用させていただきますのでご了承願います。

- LPガスの供給、設備工事、保安を行うために利用
- LPガス機器及び警報器等の販売、設置、修理、アフターサービスのために利用
- 上記に関するサービス・製品のお知らせ・案内・調査・データ分析
- 業務を円滑に遂行するためにLPガス容器等の配送会社、LPガス設備の保安点検会社、LPガス工務会社、口座振替先の金融機関、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。

このため、必要な範囲で委託先への個人情報を提供する場合がございます。その際には、当販売店は委託先との間で個人情報の取扱いに関する適切な監督を行います。

また、法令に基づき行政機関等から問い合わせを受けた場合には、上記目的に限らず、お客様の個人情報を回答する場合があります。